

18. 法務研究科

I	法務研究科の教育目的と特徴	・ ・ ・ ・	18- 2
II	分析項目ごとの水準の判断	・ ・ ・ ・	18- 3
	分析項目 I 教育の実施体制	・ ・ ・ ・	18- 3
	分析項目 II 教育内容	・ ・ ・ ・	18- 5
	分析項目 III 教育方法	・ ・ ・ ・	18- 8
	分析項目 IV 学業の成果	・ ・ ・ ・	18-10
	分析項目 V 進路・就職の状況	・ ・ ・	18-12
III	質の向上度の判断	・ ・ ・ ・	18-13

I 法務研究科の教育目的と特徴

教育目標

岡山大学大学院法務研究科は、高度専門職業人たる法曹育成を目的とする。本研究科は、「地域に奉仕し、地域に根ざした法曹育成」を教育理念とし、特に司法過疎地域や社会的弱者などに目を向けた人権感覚豊かかつ信頼される法曹の育成を目的とし、専門家ネットワークと附設法律事務所を活用した理論と実務との架橋を強く意識した教育を実施することを目標としている。そして、地域との関連性を重視し、①医療・福祉に関する法分野と、②ビジネス法に関する分野の二つの教育分野に重点を置き、その領域に強い法曹の養成を目指している。

特徴

本研究科は平成 16 年 4 月に発足し、平成 20 年 3 月には第 3 期の修了生を送り出した。本研究科の教育は、(1)「理論と実務を架橋」した教育、(2)人権感覚豊かな信頼される法曹養成、という 2 つの柱を特色とする。これらを実現する方法として、研究者教員と実務家教員が協働して教材開発から授業の実施、成績評価までを行うことを基本とする。そのためには、とくに科目ごとに FD 活動を実施し、研究者教員と実務家教員による共同授業の実施体制が重要となる。また、専門家ネットワーク及び附設法律事務所と連携した、地域の視座からの実務教育を実施する点も上記教育目標を実現する重要な方策としている。本研究科は、人権感覚豊かな信頼される法曹を地域社会に送り出すことを通じて、地域社会に貢献したいと考えている。

想定する関係者とその期待

本研究科は、法科大学院としてわが国の法曹育成の一環として設置されていることから、想定する関係者は全国民であると言える。とりわけて地方における法科大学院という側面を取り上げるならば、司法過疎地域の多い中国・四国地方における一般市民（地域企業・消費者・労働者等々）ということになるだろう。どのような分野であっても、当事者間で解決できない法律問題については、法曹による助力が必要であり、人権感覚豊かな信頼される法曹に向けられる期待は大きい。

II 分析項目ごとの水準の判断

分析項目 I 教育の実施体制

(1) 観点ごとの分析

観点 基本的組織の編成

(観点に係る状況)

岡山大学法科大学院は、運営にあたっての独立性を確保するため、従来の法学研究科の1専攻とするのではなく、法務研究科（独立研究科）としている。これは、法学研究、法学研究者養成を目的とする大学院と明確に区別し、法曹養成を目的とする「専門職大学院」として位置付けるものであり、これは、旧帝大等の法科大学院と比べ、大きな特色といえる。

専任教員は、教授12名（うち実務家教員1名を含む）、准教授7名（うち実務家教員3名）、計20名である（資料1-1-1）。専任教員組織編制の基本的な考え方と現状は、資料1-1-2のとおりである。

資料1-1-1：専任教員数 平成19年10月1日現在

分野	教授	准教授	合計
公法系	1	1	2
民事系	6	1	7
刑事系	3	0	3
基礎法学・先端科目系	1	2	3
実務系	1	3	4
合計	12	7	19

(出典：事務局資料)

資料1-1-2：専任教員組織編制の基本的な考え方と現状

- ・ 少人数教育できめ細かい指導を行うために、60名の入学定員に対して19名（平成20年4月1日から23名の予定）の専任教員を置き、特に法律基本科目群の指導を充実させるため、ここに中堅の教員を多く配置する。
- ・ 実務家教員は4名以上とし、できる限り、裁判官の経験を有するもの1名、検察官の経験を有するもの1名そして、弁護士としての経験を有するもの2名を配置する。また、派遣で検察官及び刑事裁判官による授業がなされている。
- ・ 展開・先端科目として、地域からの要請が強い「医療・福祉」系科目及び「法とビジネス」系科目を重視し、重点的教育分野としている。
- ・ 重点的教育分野の「医療・福祉」系科目においては、社会保障法に専任教員を置く。また、民法と兼任の医事法の専任教員を置く。その上で、本学の医歯薬学総合研究科の協力を得るなど、また、弁護士・医師・社会福祉士等の専門職業人の非常勤教員としての参加により、充実した教育を実施することができる陣容を整えている。
- ・ 「法とビジネス」系科目については、経済法及び税法に専任教員を充てているほか、法務研究科内の兼担及び多数の実務家を含む非常勤教員の協力の下に実施している。

(出典：法務研究科資料)

観点 教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制

(観点に係る状況)

本研究科では、組織的に教育改善に取組み、FD委員会（委員長：研究科長、2名の副研究科長、計3名）を設置している。根拠となる規定は「岡山大学大学院法務研究科の組

織及び運営に関する内規」第9条第4, 7, 8項である。本研究科のFD体制は, 科目間FD活動と全体でのFD協議会との2本立てで取り組んでいる(資料1-2-1)。基本的には, 前者の体制をベースとする。全体会議では, 個々の法律分野での特色を十分に考慮した議論はできないからである。全体でのFD協議会は, 研究科発足以来, 継続的に開催しており, 教員の出席率も良好であり, 様々な教育に関するテーマを議論し, 教員の啓発に効果を発揮しているといっている。教務委員会との連携も良好である。

教員相互の授業参観については, 平成19年度から教務委員会主導により制度化した。また, 外部者・第三者による授業参観も制度化している。

資料1-2-1 本研究科のFD体制：科目間FD活動とFD協議会

科目間FD活動：

各教育分野で教員による教材作成, 教育方法の検討, 成績評価等を実施する共同検討会(各教育内容・方法検討会)による実施体制を基本とする。つまり, 公法系, 民事法系, 刑事法系の基本的法律科目の教員が, それぞれの分野で教育内容・教材作成・教育方法の点で各教員が共同で検討する機会を設けて, 継続的にこれらを研究・検討し, より充実した教育の提供を目指す体制を採る。この共同検討会には, 法科大学院では理論と実務の架橋と観点が重視されることから, 可能な限り, 実務家教員(専任・非常勤を含む)も参加する形態を採り, 相互理解を深め, 情報等の交換を通してより充実した教育を目指している。

FD協議会：

FD委員会の主催により, 研究科の全教員が参加する全体の「教育内容・方法検討会」(通称「FD協議会」。以下, 「FD協議会」という。)を開催して, 全体の意思統一を図っている。

(出典：法務研究科資料)

(2)分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を大きく上回る。

(判断理由)

組織編成については, 平成16年度の法科大学院の設置に際して, 設置基準をクリアしている点及び平成17年度に実施した日弁連法務研究財団による第三者評価のトライアル評価で適正と判断されている(別添資料1：日弁連法務研究財団によるトライアル評価報告書(抜粋), P1)。FDの体制については, FD委員会が責任主体となり, 組織的に取り組んでいる。全体でのFD協議会と科目間FD活動の2本立てで取り組んでいることも, 本研究科の特色である。

別添資料1：日弁連法務研究財団によるトライアル評価報告書(抜粋)

分析項目Ⅱ 教育内容

(1) 観点ごとの分析

観点 教育課程の編成

(観点に係る状況)

法科大学院は、法務省における法曹養成システムの一環をなす。その教育課程は法定されており、それに沿って設置されている。

法務研究科では、具体的には、①体系的法理論と専門的知識の習得、②法律の実践的運用能力、③新しい法分野に対する適応能力、④職業法曹陣にふさわしい倫理観や人権感覚・社会的正義観念、⑤倫理観や人権感覚を支える教養と深い洞察力、⑥問題発見、事案の解決能力、⑦地域的法実務に必要な総合的判断力・批判能力―地方における経済活動・公共的活動・司法の実態を踏まえ、その健全な自立的発展に資する理解力・批判力の育成を目指している。

上記の能力を身に付けるため、基本科目群の充実に加えて、多彩な展開・先端科目を設置しており、実務実習科目を充実させている(別添資料2:平成19年度カリキュラム表, P2, 別添資料3:平成16-19年度科目別受講者数一覧, P4)。

別添資料2:平成19年度カリキュラム表

別添資料3:平成16-19年度科目別受講者数一覧

観点 学生や社会からの要請への対応

(観点に係る状況)

1) 教育面での体制

本研究科では学生のニーズや社会からの要請に応えるべく、オフィス・アワーをはじめ以下のような取組を実施している(資料2-1-1)。なかでも、いわゆる純粋未修者に対するサポート、障害等がある学生への学習支援等については、重点的に取り組んでいる。

資料2-1-1:教育面での学生のニーズや社会からの要請に応える取組一覧

オフィス・アワー

- ・ 前期・後期の授業期間中、授業科目に関する質問について、担当教員が研究室において個別に応じるオフィス・アワーを実施している。
- ・ 月・水・金曜日の4時限(14時20分から15時50分まで)のいずれかに設定されており、時間割に表記している。実際は、この時間帯以外にも学生が研究室を訪れることも多く、教員は、時間の許す限り対応している。

学習アドバイザー

- ・ 履修科目や学習方法などの相談に応じる学習アドバイザーの制度を実施している。オフィス・アワーが各科目に関する相談に応じる制度であるのに対して、本制度は、より一般的な履修指導や学習方法についてアドバイスする。
- ・ 相談内容としては、学習や試験についての相談という本来予定しているものから、施設や図書、レポートの回数に関する要望など様々である。時には精神的な問題に触れる相談もあるが、この場合は状況に応じて慎重に対処するようにしている。

いわゆる純粋未修者に対するサポート

- ・ 社会人や他学部出身者の中で、特にいわゆる純粋未修者に対する授業理解の支援について、平成17年度から19年度にかけてFD協議会で、3回連続でテーマとして、教員の意識改革を求めている。
- ・ 入学前に読む本を指定し、それについては4月1日に始まるオリエンテーション期間中に簡単な確認テストを実施することを予め事前に示して、基本的素養の修得にインセンティブを与えている。
- ・ 学習アドバイザーには、気鋭の若手中堅の実務家及び研究者教員を多数配置して、相談体制を強

化している一方、オフィス・アワーでの学習指導を利用するよう学生に指導している。

- ・平成18年度前期より学生の意見箱を設置したが、10月には早速学習アドバイザー室で、投書した学生と教務・学生委員長が面談した。また、課題を解説して欲しいという要望（前期）は担当教員へつないだ。
- ・学生アンケートで、教材が難解すぎるという意見が多数出た科目については、FD委員長から担当教員に対して強く指導し、直ちに教材内容の改善を求め、前期の授業途中であったが、それ以降の回は、改善した教材で授業を行うこととした。また、その状況は、研究科長＝FD委員長自らが当該授業を参観してチェックした。
- ・平成19年度より、2年次生の演習について、習熟度に応じたクラス編成を導入した。このクラス編成に応じた学習指導の方法についてもFD協議会で理解の統一を図るなどしており、これらを通じて、社会人や他学部出身者について、さらに配慮した教育を実施している。
- ・平成19年度より、基礎的素養から法実務までの対応をスムーズに移行できるように、法情報基礎に加えて、司法制度論を開講し、1年次に担当した。

障害等がある学生への学習支援

- ・本研究科には、障害等がある学生が平成18年度から1名在籍していて、学習支援として講義室・演習室・自習室に車椅子専用の机の設置などを行っている。施設面ではバリアフリー化を図っており、多目的トイレの設置・改修にも努めている。
- ・ノートテイクやコピーサポートなどの支援を行っている。ノートテイクの業務は、主として「教員が板書する事項や図解」あるいは「教員が『特に重要だからメモしておきなさい』と言った事柄」を中心にノートを作成することであり、コピー・サポーターの業務は、主として支援を受ける学生の要請に基づいて、法務研究科の授業に必要な資料等の検索・借り出し・複写等を代行することである。

成績不良者へのサポート

- ・成績不良者へは履修指導などの学習支援を行うなど、FD委員会での指導を制度化している。

（出典：法務研究科資料）

2) 生活面・経済面での体制

生活面・経済面での支援では、本研究科独自の奨学金制度の創設などの取組を進めている（資料2-1-2）。また、本学には学生相談室が設置されており、本研究科専任教員1名も相談室委員となっているほか、本学内の保健環境センターでは、「心の健康相談」を毎週月曜～金曜に実施して、学生が精神面のカウンセリングを受けることができるようにしている。学習アドバイザーが、相談に来た学生に対し、精神面のケアが必要と判断した場合は、上記の相談窓口での相談やカウンセリング受診を勧めるようにしており、最近ではカウンセリングを利用する学生の増加傾向が見られことから、保健環境センターの医師との連携を強化するようにしている。

資料2-1-2：生活面・経済面での学生のニーズや社会からの要請に応える取組一覧

岡山大学大学院法務研究科奨学金

- ・本奨学金は、本研究科独自のものである。本学法科大学院の支援組織である岡山大学大学院法務研究科後援会及び法学部（旧法文学部法学科を含む）卒業生並びに教職員の寄付により、成績優秀者に対し、月額10万円を2年間貸与している。平成20年3月までで計15名の学生が貸与を受けている。なお、本奨学金は、一定年数以上過疎地で弁護士業務に従事する場合、返還が免除される。

授業料等免除制度

- ・経済的事情により納入困難であり、かつ学業優秀と認められる者については、授業料の免除・徴収猶予等の制度がある。また、大学全体として、入試成績優秀者には入学料免除制度がある。

長期履修制度

- ・近親者の介護・支援の必要がある等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修できる長期履修制度を設けている。

学生・教員懇談会

- ・ 年1回研究科長・副研究科長と学生との間で懇談会を開催しており、主として学習支援に関する意見交換を行っている。

(出典：法務研究科資料)

3) 社会貢献についての取組

本研究科における法曹育成においては、実社会との接触・交流という観点を重視している。二つの教育カリキュラムにおいてこれを実施している。一つは、クリニック、エクスターナシップという実務実習教育であり、利用した市民のアンケート調査で高い評価を受けている(別添資料4：市民のアンケート調査 紀要「臨床法務研究5号」より抜粋, P6)。他は医療福祉系科目で実施する医療福祉研究(ネットワークセミナー)での実施(資料2-1-3)である。このように社会貢献を果たすとともに、学生が現実の社会における生の事件に主体的に取り組む教育カリキュラムを組んでおり、また教育・生活の両面での支援体制を組んでいる。

資料2-1-3:医療福祉研究(ネットワークセミナー)の概要

- ・ 地域に根ざした法曹教育を充実させるために、とくに医療・福祉系科目群に関して、法以外の分野を含む地域の多様な実務家と大学教員が共同で「医療福祉研究」科目を主宰している。
- ・ 医療福祉研究(ネットワークセミナー)は、平成17年度後期から開始し、各種施設など現場の見学や岡山市、岡山県社会福祉協議会、岡山県国民健康保険団体連合会の担当者から話を聴くなどのプログラムを実施している。
- ・ これに関連して、平成16年度「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」実践的教育推進プログラム「医療・福祉に特化した地域連携型法曹教育—多角連携型医療福祉ネットワークセミナーによる実践的教育システムの構築—」が採択され、研究を実施している。
- ・ 平成19年度大学改革推進等補助金(大学改革推進事業)「医療・福祉分野での地域連携法曹教育の確立」が採択された。これは、医療福祉分野におけるADR(裁判外紛争解決方法)を活用した教育システムの開発を目指すものであり、併せて社会貢献活動を実施することを目的としたもので、平成20年度までこれらの事業を実施する。
- ・ 平成20年1月27日に医療のトラブル解決に関するシンポジウム「医療における裁判外紛争解決(ADR)の将来像を探る」を実施し、百名を超える参加者があった。

(出典：法務研究科資料)

別添資料4：市民のアンケート調査 紀要「臨床法務研究5号」より抜粋

(2)分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を大きく上回る。

(判断理由)

教育課程については、法定されているところに従って組まれているところである。学生への対応については、施設面を除き、平成17年度に実施した第三者評価のトライアル評価でも高く評価されている他、成績評価に対する学生からの異議申立てもない。学生や社会からの要請への対応では、社会貢献を重視し、クリニック等を利用した市民のアンケート調査で高い評価を受けている。また、医療福祉系科目実施に関連して、専門職大学院教育推進プログラムにも採択されている。

分析項目Ⅲ 教育方法

(1) 観点ごとの分析

観点 授業形態の組合せと学習指導法の工夫

(観点に係る状況)

開設科目ごとの効果的な履修という点では、1年次においては事前の予習事項を明確にした上で講義形式・双方向形式を適宜織り混ぜながら授業を行って基本的な考え方の筋道を理解させる一方、レポート課題を課すなどしてライティングの能力の向上にも努めている。2年次においては、演習形式の双方向・多方向授業が行われ、法的なコミュニケーション能力を培うとともに、適宜レポート課題、小テストを課している。

授業方法として、講義形式のものは、単に教員サイドからの一方的な法理論の解説だけでなく、当該法理論がどのように判例や法実務に生かされているか、また適用されているのかを確認させるため、受講生を適宜、指名して発言させ、抽象的な法理論を分かり易く理解できるよう工夫している。また、その際の発言内容を逐一メモにとり、評価対象としている授業もある。

また、演習形式の授業は、演習参加者が多方向で自由闊達に発言をし、当該テーマに対する問題点や重要点を理解できるような方法で授業展開している。その際の発言内容はもちろん、教員が当該テーマに関して問題となる基礎概念、基礎理論等を予め質問し、適切に回答できるかをチェックし、それを評価対象とする授業もある。そうすることにより、頭の中を整理することができ、本格的な議論に参加することが可能となる。事案分析能力、ライティング能力を会得させるため、論述形式でレポートを提出させる演習やディベートにより議論能力を向上させる工夫を行っている科目もある。

講義形式・演習形式とも、単に期末試験の結果それだけからではなく、上記のような授業方法を通して、学生の思考論理過程をできるだけ検証し、それを評価に組み入れるようにしている。まさに、法科大学院において実施されるべき理念型としての、プロセスを重視した授業展開ができているものと思料する。

また、本研究科の教育における特色である教材作成については、教材開発段階から主体的に教員が関与することにより、教える側である教員自身が、当該テーマに関する知見、理解をより深めることができ、教わる側にとっても、どこが理解困難な箇所かを自ら確認、検証できるというメリットがある。そして、そこで確認できた問題点は、実際の授業に反映させることができるので、より分かり易い授業展開を可能にすることとなる。また、いずれの学年においても、事前教材の配布、授業時の資料等の配布、パワーポイントの利用などにより、何を目的とした授業かを学生に明確に伝達するとともに、視覚的にも授業内容を理解し易く、定着し易いよう工夫している。

観点 主体的な学習を促す取組

(観点に係る状況)

学生の主体的な学習を促す取組として、上記(資料 2-1-1, 教育面での学生のニーズや社会からの要請に応える取組一覧, P18-5)の他、オリエンテーションの充実、GPA制度の利用方法、履修モデルの提示など、資料 3-2-1 のとおり実施している。特に GPA 制度は、本学の先駆けとして導入し、制度の細部は異なるが、平成 20 年度までに本学の全学部・研究科で実施されるようになった。

資料 3-2-1：主体的な学習を促す取組

オリエンテーションの充実

- ・ 本研究科では、オリエンテーションを履修指導の場だけでなく、導入教育の場として重視してきた。
- ・ 年度開始の1週間程度の期間を充て、新入生及び在学生に対し実施し、自己に必要な履修科目を適切に選択、履修登録できるように履修指導を行い、合わせて、入門授業・導入授業を行っている。

GPA制度の利用方法

- ・ GPA(Grade Point Average)制度を参考にした成績評価制度を導入している。本研究科版 GPA では、セメスターごとに上述の成績評価に、A+=5, A=4, B+=3, B=2, C=1, D=0 のグレード・ポイントを付加し、単位あたりの平均を出す。
- ・ 本研究科 GPA 制度では、学習アドバイザー制度などを通じて、専ら学生の履修指導や生活・進路指導などに用いる。また、各教員の教育充実のための資料としても用いる。
- ・ 法曹には人格的な要素も含めて全般的・総合的な能力が問われる。個々の学生にとっては、修了生全般の GPA や自らの個々の科目の評価と照らし合わせて、今後の学習計画を立てる参考とすることができる。

履修モデルの提示

- ・ 本研究科では、年度開始時に学生に配布している学生便覧で、「履修等に関する事項」の項目を掲げ、授業科目の履修方法、成績評価方法、履修手続などの周知徹底を図っている。また、その中で、例えば医療福祉専門ローヤーやビジネス・ローヤーを目指す学生が、どのような科目を履修することが望ましいか、分かりやすく説明するため、それぞれにつき、モデル案を提示して、学生が履修科目を選びやすいように配慮している。
- ・ 本研究科における教育方針を、年次を追って理解できるよう、3年標準型と2年短縮型に分けて示し、その各々の授業展開（どの学年にどのような科目が配置され、履修できるようになっているか）も合わせて提示している。
- ・ 本研究科では、それまでに法律学を学んだことがない者も入学してくることから、入学当初のオリエンテーションでも説明している。

講義要覧（シラバス）の配布

- ・ 講義要覧（以下、「シラバス」という。）を公開して、さらに詳細に履修科目の全体像や講義回ごとの内容、また成績評価方法等を示し、学生が適切に履修科目を選択できるよう配慮している。
- ・ 講義回ごとの内容まで詳細に記載され、主体的な学習を大いに促進している。

（出典：法務研究科資料）

（2）分析項目の水準及びその判断理由

（水準） 期待される水準を大きく上回る。

（判断理由）

教育方法に関しては、科目間FDと外部授業評価を中心としたFD活動により教育方法を充実させている。授業形態については、ディベートを取り入れるなど工夫しており、また「理論と実務の架橋」をめざした形での実務家教員と研究者教員（実体法と手続法）が共同で授業を実施する形態は他の法科大学院にはなく、非常にすぐれたものと評価されている。自主的に学習を促す面でも、本学で最も早くGPA制度を活用したクラス編成等を実施し、また成績不良者への個人面談を必ず実施するなど、本学の部局の中で、最も時間と労力を費やして取り組んでいる。なお、教育内容等教育面については、平成17年度に実施した第三者評価のトライアル評価で非常に高く評価されていることも判断理由のひとつとして挙げることができる。

分析項目Ⅳ 学業の成果

(1) 観点ごとの分析

観点 学生が身に付けた学力や資質・能力

(観点に係る状況)

種々の FD 活動の結果，第三者評価機関が標語としている「厳格な成績評価」の意味が各教員に浸透してきている。その結果，他に比較して成績評価が甘いのではないかと思われる科目はなくなり，全教員が，成績評価の方法などについての学生への事前・事後の開示，透明性の確保にも相当程度留意するようになってきている。このような厳格で透明性の高い成績評価のもとで，修了認定を行っている。(資料 4-1-1)

本研究科修了生は，分析項目Ⅱに示した法曹となりうる資質・能力を備えている。なかでも，本研究科が目標としているのは，依頼人と共に汗を流し涙をながす，人権感覚豊かな法曹の養成である。そして，その資質・能力は，法曹以外の職業に就いても十分にその能力を活かして活躍できるはずである。しかし，修了生は新司法試験の受験資格を得ることから，現実には修了生の大半は新司法試験の受験準備に入っている。

そこで，仮に新司法試験合格を基準として述べるとするならば，修了生は，新司法試験に合格し，さらに司法修習を経て，いわゆる 2 回試験に合格し，将来的に法曹として活躍するに値する資質・能力を備えている。しかし，新司法試験は年に 1 回の筆記試験であるため，その数日間に力を発揮できない場合もある。法務研究科では，修了後 2 年以内（2 回）の試験までには合格する能力を備えた者（それに相当する者）に修了認定を行っている。

資料 4-1-1 法務研究科修了状況

年度	修了者	修了率
17	12 人	100.0%
18	24 人	63.2%
19	34 人	52.3%
集計	70 人	60.9%

(出典：法務研究科資料)

観点 学業の成果に対する学生の評価

(観点に係る状況)

学生による授業評価アンケートには，ほぼ全科目が参加し，授業全体に対する総合評価（5 段階）を問う質問では，每期 4 点台と良好な評価を得ている（資料 4-2-1）。学生による授業評価アンケートとは別に，FD 委員会で学生アンケート，学生との懇談会を実施してきた。学生アンケート結果は毎回 FD 協議会で分析しているほか，学生との懇談会，あるいは日常的に学生と接する中で出された意見・要望などについては，FD 協議会の場を通じて，あるいは執行部と当該教員で話し合うなどして，授業担当教員にフィードバックをしている。

本研究科における学業の成果に対する学生からの評価は，新司法試験合格との関連が極めて高い。しかし，法務研究科の教育目標は，新司法試験の合格者数，合格率を上げるのではなく，地域における法曹養成を担当するその役割からしても，より良い法曹の養成にある。それは，依頼人と共に汗を流し涙をながす，人権感覚豊かな法曹の養成である。そのような養成ができたかどうか，学業の成果に対する評価であり，学生にも常にその点を強調してきた。

なお，平成 20 年度入学希望者数は昨年度より 1 割強増えた(資料 4-2-2)。全体としての法科大学院入学希望者が減少する中での志願者の増加は，学業の成果について社会から一定の高い評価を得たということであろう。ただ，それは単純に新司法試験合格者数による

ところが大きいと推測される部分もあり、修了生が今後法曹としてどのような活動をするかに、本格的な評価はかかってくることを付言しておきたい。

資料 4-2-1 学生による授業評価アンケート（5段階）

アンケート項目	H18 後期	H19 前期	H19 後期
Q1:授業全体に対する総合評価	4.2	4.1	4.3
Q2:担当教員の熱意・意欲	4.4	4.3	4.4
Q8:予習・復習・課題への取り組み	3.8	3.9	4.0
Q9:分野の重要性をさらに深く認識	4.2	4.3	4.2

（出典：学務部資料）

資料 4-2-2 法務研究科志願者数の推移

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
募集人員	60 人				
志願者数	682 人	263 人	233 人	196 人	232 人
合格者数	97 人	88 人	75 人	76 人	78 人
入学者数	60 人	60 人	63 人	54 人	58 人

（出典：法務研究科資料）

（2）分析項目の水準及びその判断理由

（水準） 期待される水準を大きく上回る。

（判断理由）

現在 5 名の法曹（弁護士）及び 10 名の法曹予定者（新司法試験合格者）を送り出している。とくに未修者 3 年コースの合格率は、全国 11 位であり、西日本ではトップである。地方の、しかも小規模に近い法科大学院としては評価できる。また、新司法試験合格者は司法研修所の終了試験でも全員合格しており、一定水準の学生を輩出しているものと評価できる。また、本来の評価である法曹の質でも、学生、教員の意識への浸透は進み、共通認識として形成されている。その点でも、期待される水準を大きく上回るものと評価できる。

分析項目 V 進路・就職の状況

(1) 観点ごとの分析

観点 卒業(修了)後の進路の状況

(観点に係る状況)

分析項目 IV で示したとおり、法務研究科は専門職大学院であり、基本的には法曹関係のみである。平成 19 年度までで 15 名（旧司法試験合格者 1 名を含む）の司法試験合格者を送り出し、とくに未修者 3 年コースの合格率は、全国 11 位であり、西日本ではトップである。（資料 5-1-1）

既に 5 名は司法研修所を出て、すべて弁護士事務所への就職が決まり、弁護士として活躍している。その他の 9 名は司法修習中、1 名は留学中で、現在の司法修習生もすでに大半が法律事務所への就職(内定)をきめている。

修了生は、新司法試験の受験準備に入っている。なお、経済的事情により、すでに公務員等に就職したものもいるが、今後、新司法試験受験予定であり、その進路は、法曹関係といえる。

資料 5-1-1 新司法試験受験状況及び合格状況

	受験者数	合格者数	うち未修 3 年コース 受験者	同合格者数
第 1 回 (平成 18 年)	12 人	4 人		
第 2 回 (平成 19 年)	23 人	10 人	18 人	8 人
第 3 回 (平成 20 年)	35 人	(9/11 発表)	(現在調査中)	(9/11 発表)

(出典：法務研究科資料)

観点 関係者からの評価

(観点に係る状況)

平成 19 年 9 月に実施した臨床法務研究会で、新司法試験合格者に対して感想を求めたが、この点でも概ね好評であった。また、学生の第 1 次目標である新司法試験合格についても、合格者の学業に対する評価は極めて高かった。

現在 5 名の法曹及び 10 名の法曹予定者（新司法試験合格者）を送り出している。司法研修所を出た者はすべて弁護士事務所への就職が決まっており、また、現在の司法修習生もすでに大半が法律事務所への就職(内定)をきめており、法曹関係者から修了生は一定の評価を受けていることが推察できる。また、すでに法曹として活動している卒業生については、裁判所関係者、他の弁護士からの評価が高く、一定水準の学生を輩出しているものと評価されている。（別添資料 5：臨床法務研究会 newsletter より合格者の声(抜粋), P8）

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を大きく上回る。

(判断理由)

上記の関係者の評価からわかるように、修了生は高く評価されている。また、上述のように、平成 20 年度入学希望者数は昨年度より 1 割強増えた。全体としての法科大学院入学希望者が減少する中での増加は、社会から高い評価を得たということであろう。

法務研究科は、現在 15 名の司法試験合格者を送り出し、既に 5 名は弁護士として活躍している（その他、9 名は司法修習中、1 名は留学中）。法曹としての真の評価はこれからといえる。

Ⅲ 質の向上度の判断

本研究科は、専門職大学院であり、法曹養成に関して、当初から高い質を維持していることは言うまでもないが、以下についてはさらに高いレベルへの質の向上を認めた。

①事例1「科目間FDの充実と外部授業評価」(分析項目Ⅰ, Ⅲ)

(質の向上があったと判断する取組)

教育内容の質及び教育方法の質を高めるには、教員間で協働して実施する教材作成作業が最も効果的である。法務研究科では、科目間FDでこれを実施してきた。とくに、実務家教員と研究者教員が協働して行う民事法統合演習等の教材作成は、理論と実務の架橋を念頭においたより実践的な教育の質を高め、教員個人々の能力を高めることに直結している。

また、岡山弁護士会の協力を得て行われる外部授業評価は、各教員に緊張感を与え、その後に行われるFD協議会での議論を通じて各教員の教育方法、及びその教育内容の質の向上に著しく資する取組である。

②事例2「ティーチング・マニュアルの作成」(分析項目Ⅲ)

(質の向上があったと判断する取組)

第二に、従来よりも質の向上が認められる取組として、「ティーチング・マニュアル作成」が挙げられる。これは、わが国における法科大学院教育の中で初めての試みであり、教材作成の目的、教育方法の改善等に多大な影響と質の向上をもたらすものであり、一般にも高く評価されている。すでに、民事模擬裁判については、佐藤歳二＝松村和徳＝菅原郁夫編『民事模擬裁判ティーチング・マニュアル(初級編)』(慈学社・2008)として公刊され、また、刑事ロイヤリングのティーチング・マニュアルは岡山大学法務研究科実務家教員と研究者教員が独自に作成し、製本されている。これに併せて作成されているのが、「刑事ロイヤリングDVD教材」である。これらの取組は、法科大学院において、各大学が模索してきた実務教育について一定のモデルを提示するもので、この作成を通じて、実務教育内容、方法が著しく向上し、また研究者教員及び実務家教員の能力の向上にも繋がっている。

③事例3「重点的教育分野での取り組み」(分析項目Ⅱ, Ⅲ)

(質の向上があったと判断する取組)

本研究科は、医療・福祉とビジネス法を重点的教育分野として、独自の教育システムを構築してきた。とくに、この教育において、法律専門家以外の専門家を含む岡山大学法科大学院専門家ネットワーク、附設法律事務所などを通じて外部専門家とのコラボレーションを基盤とした教育システムを実施してきた。前者の医療・福祉分野については、ADR(裁判外紛争解決方法)を活用した教育システムの構築をめざしており、文科省の専門職大学院等の教育推進プログラムにも採択され、高く評価されている。また、後者のビジネス法に関しては、企業法務に関するシンポジウムを開催し、3本の論文が公表され、また、事業承継をテーマに平成19年度に6回にわたるセミナーを開催し、その成果を教育においてフィードバックしている。これらの取組は、理論と実務の架橋を念頭においたより実践的な教育であり、さらに外部の専門家(法律専門家以外も含む)とのコラボレーションに基づく多角的教育システムの構築を図り、実践している取組である。その成果は、各教員に従来にない多様な視点からの教育を実施させるもので、その教育能力の向上が図られ、かつ重点教育分野で独創的な教育内容、方法の確立と質の向上に資する取組となっている。